



小規模企業共済契約に係る共済事由等発生の届出書(無支給用)

平成 年 月 日

独立行政法人

中小企業基盤整備機構理事長 殿

(届出人) ※共済契約者ご本人がご記入ください。(共済契約者ご死亡の場合を除く)

住所 _____

氏名 _____ (印)

共済契約者との続柄 _____ 電話番号 () _____

下記の共済契約者につき共済事由が生じたのでお届けいたします。なお、共済金(解約手当金)は無支給であることを了承しております。

1. 共済契約者名

共済契約者番号 _____ 氏名 _____

2. 共済事由発生日

下記の事由が発生した日をご記入ください。(任意解約の場合は記入不要です。)

昭和 平成 年 月 日

3. 共済事由(該当する事由コードにひとつだけ○印をつけてください。)

コード	共済契約者が個人事業主の場合	コード	共済契約者が会社等役員の場合	コード	共済契約者が共同経営者の場合
1101	個人事業の廃止(共)	1203	会社等の解散(共)	1151	個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任(共)
1102	個人事業主の死亡(共)	1204	会社等役員(疾病・負傷又は満65歳以上(平成28年4月以降)での退任(共)	1152	共済契約者の死亡(共)
1107	個人事業主が配偶者又は子に事業の全部譲渡(準) ※事由発生日が平成28年4月以降の場合は1101になります。	1205	会社等役員(死亡(共)	1154	共同経営者の疾病又は負傷による退任(共)
1108	個人事業主が金銭以外の出資により、同一の事業を営む会社を設立し、その会社の役員に就任しなかった(準)	1206	会社等役員(退任(1203・1204・1205以外)(準)	1157	個人事業主の配偶者又は子への事業の全部譲渡に伴い、共同経営者が配偶者又は子への事業の全部譲渡(共同経営者の地位の譲渡(準) ※事由発生日が平成28年4月以降の場合は1151になります。
1109	個人事業主が金銭以外の出資により、同一の事業を営む会社を設立し、その会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く。)(準)	1210	任意解約(会社等役員(自己都合による解除)(解)	1158	個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任しなかった(準)
1129	1109の場合で、役員たる小規模企業者となった(解)	1211	12か月以上の掛金滞納のため、機構による共済契約の解除(解)	1159	個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く。)(準)
1110	任意解約(個人事業主(自己都合による解除)(解)	1212	老齢給付(会社等役員が65歳以上で掛金納付月数が180か月以上)(共)	1179	1159の場合で、役員たる小規模企業者となった(解)
1111	12か月以上の掛金滞納のため、機構による共済契約の解除(解)			1180	共同経営者の退任による解約(解)
1112	老齢給付(個人事業主が65歳以上で掛金納付月数が180か月以上)(共)			1160	任意解約(共同経営者(自己都合による解除)(解)
	平成23年1月以降加入(含、平成23年1月以降共済事由が発生し同一人通算、承継通算手続き)した方で法人成りした場合			1161	12か月以上の掛金滞納のため、機構による共済契約の解除(解)
1130	制度への加入が平成23年1月以降で、加入後法人成りし、その会社の役員に就任しなかった(準)			1162	老齢給付(共同経営者が満65歳以上で掛金納付月数が180か月以上)(共)
1131	制度への加入が平成23年1月以降で、加入後法人成りし、その会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く。)(準)				(注)共…A、B共済事由 準…準共済事由 解…解約事由
1132	1131の場合で、役員たる小規模企業者となった(解)				

4. 必要添付書類

○共済契約締結証書

紛失等により提出できない場合は、以下の①または②をご提出ください。

①上記【届出人】の押印欄に、加入申込書に押印した印と同一の印を押印してください。

②上記【届出人】の押印欄に実印を押印し、印鑑証明書(3か月以内、写し可)をご提出ください。

○共済契約者の除籍抄本(共済契約者ご死亡の場合のみ)



小規模企業共済契約に係る共済事由等発生の届出書(無支給用)

平成28年 4月 1日

独立行政法人

中小企業基盤整備機構理事長 殿

(届出人) ※共済契約者ご本人がご記入ください。(共済契約者ご死亡の場合を除く)

住所 ○×県□△市○△5-6-7

氏名 共済 太郎

共済契約者との続柄 本人 電話番号 XXX (XXXX) XXXX

下記の共済契約者につき共済事由が生じたのでお届けいたします。なお、共済金(解約手当金)は無支給であることを了承しております。

1. 共済契約者名

共済契約者番号 1234567-89 氏名 共済 太郎

2. 共済事由発生日

下記の事由が発生した日をご記入ください。(任意解約の場合は記入不要です。)

昭和 平成 28年 3月 20日

該当するコード番号に○印を付けてください。

3. 共済事由(該当する事由コードにひとつだけ○印をつけてください。)

コード	共済契約者が個人事業主の場合	コード	共済契約者が会社等役員の場合	コード	共済契約者が共同経営者の場合
1101	個人事業の廃止(共)	1203	会社等の解散(共)	1151	個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任(共)
1102	個人事業主の死亡(共)	1204	会社等役員の疾病・負傷又は満65歳以上(平成28年4月以降)での退任(共)	1152	共済契約者の死亡(共)
1107	個人事業主が配偶者又は子に事業の全部譲渡(準) ※事由発生日が平成28年4月以降の場合は1101になります。	1205	会社等役員の死亡(共)	1154	共同経営者の疾病又は負傷による退任(共)
1108	個人事業主が金銭以外の出資により、同一の事業を営む会社を設立し、その会社の役員に就任しなかった(準)	1206	会社等役員の退任(1203・1204・1205以外)(準)	1157	個人事業主の配偶者又は子への事業の全部譲渡に伴い、共同経営者が配偶者又は子への事業の全部譲渡(共同経営者の地位の譲渡)(準) ※事由発生日が平成28年4月以降の場合は1151になります。
1109	個人事業主が金銭以外の出資により、同一の事業を営む会社を設立し、その会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く。)(準)	1210	任意解約(会社等役員の自己都合による解除)(解)	1158	個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任しなかった(準)
1129	1109の場合で、役員たる小規模企業者となった(解)	1211	12か月以上の掛金滞納のため、機構による共済契約の解除(解)	1159	個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く。)(準)
1110	任意解約(個人事業主の自己都合による解除)(解)	1212	老齢給付(会社等役員が65歳以上で掛金納付月数が180か月以上)(共)	1179	1159の場合で、役員たる小規模企業者となった(解)
1111	12か月以上の掛金滞納のため、機構による共済契約の解除(解)			1180	共同経営者の退任による解約(解)
1112	老齢給付(個人事業主が65歳以上で掛金納付月数が180か月以上)(共)			1160	任意解約(共同経営者の自己都合による解除)(解)
平成23年1月以降加入(含、平成23年1月以降共済事由が発生し同一人通算、承継通算手続き)した方で法人成りした場合				1161	12か月以上の掛金滞納のため、機構による共済契約の解除(解)
1130	制度への加入が平成23年1月以降で、加入後法人成りし、その会社の役員に就任しなかった(準)			1162	老齢給付(共同経営者が65歳以上で掛金納付月数が180か月以上)(共)
1131	制度への加入が平成23年1月以降で、加入後法人成りし、その会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く。)(準)				(注)共…A、B共済事由 準…準共済事由 解…解約事由
1132	1131の場合で、役員たる小規模企業者となった(解)				

4. 必要添付書類

○共済契約締結証書

紛失等により提出できない場合は、以下の①または②をご提出ください。

①上記【届出人】の押印欄に、加入申込書に押印した印と同一の印を押印してください。

②上記【届出人】の押印欄に実印を押印し、印鑑証明書(3か月以内、写し可)をご提出ください。

○共済契約者の除籍抄本(共済契約者ご死亡の場合のみ)